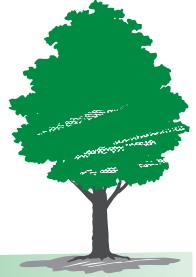


紙面から

- 市役所事務等の中高年嘱託職員募集 3
- 介護保険料等は税金の所得控除が受けられます 4
- 行財政改革の成果を公表 6・7
- 子育て・子育て「知ってハンドブック」改訂版を配布 9
- 新選組フェスタ in 日野が開幕 12



市・都民税 所得税の 申告受付が始まります



今年も市・都民税の申告と所得税の確定申告の時期が近づいてきました。申告の受付期間は、2月16日(月)～3月15日(月)(個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は3月31日(水)まで)です。例年、申告期限の間近になると窓口が大変混雑しますので、申告は早めにお願ひします。また、所得税の確定申告の出張相談は行われませんので、相談は直接、日野税務署にしてください。(市民税課・日野税務署)

市・都民税 申告は市役所市民税課へ

個人の所得にかかる税金には、国へ納める所得税、都に納める都民税、市に納める市民税があります。このうち、市民税と都民税を合わせたものを市・都民税(または住民税)といいます。所得税の確定申告をしなくてもよい方も、市・都民税の申告をする必要がある場合があります。

今年も市・都民税の申告と所得税の確定申告の時期が近づいてきました。申告の受付期間は、2月16日(月)～3月15日(月)(個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は3月31日(水)まで)です。例年、申告期限の間近になると窓口が大変混雑しますので、申告は早めにお願ひします。また、所得税の確定申告の出張相談は行われませんので、相談は直接、日野税務署にしてください。(市民税課・日野税務署)

市・都民税の申告が必要な方は、平成16年1月1日現在、日野市に住んでいて、次のいずれかに該当する方
 営業等・農業・不動産所得などがあるが、所得税の確定申告を必要としない方
 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
 給与を2力所以上から受けている方で、所得税の確定申告を必要としない方
 給与所得のある方で、給与所得以外の所得が20万円を超えない方
 公的年金の受給者で、所得税の確定申告を必要としない方
 昨年中に所得がなかった方で、年末調整・所得の申告で、同居の方の扶養親族になつていない方
 他の市区町村に住んでいる方の扶養親族になつている方(一人住まいの学生・お年寄りなど) 昨年中に所得がなかった方で、国民健康保険に加入している方、公営住宅に入居の方などで所得の証明が必要な方、非課税証明書が必要になる方
 (2)日野市に住んでいないが、平成16年1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷(単身赴任の方など)を所有している方
市・都民税の申告をしなくてよい方
 (1)所得税の確定申告をする方(確定申告は、市・都民税の申告を兼ねています)
 (2)勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
 (3)年末調整・所得の申告で、同居の方の扶養親族になつている方のうち、所得が35万円以下の方
 (4)昨年中に所得がなかった方で、市・都民税の申告が必要な

市・都民税の申告相談・受付日程表

日程	会場	時間
2月16日(月)～3月15日(月) 土曜・日曜日を除く	市役所1階101会議室	8:45～17:00
2月18日(水)～20日(金)	七生公会堂	9:00～11:30 13:00～16:30

七生公会堂は駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください

方)に該当しない方
申告相談・受付
 市・都民税の申告相談・受付は、左表のとおりです。

七生支所・豊田駅連絡所でも完全に記入済みの市・都民税申告書はお預かりします(土曜・日曜日を除く)が、税専門の職員がいなかったため、申告相談はできませんのでご了承ください。
 申告書は、郵送でも受け付けます。申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ、〒191 8686日野市役所市民税課へ。
申告に必要なもの
 (1)市・都民税申告書(申告書が送られている方は、その用紙)
 (2)平成15年中の所得(収入)に関する書類
 給与所得の方は、源泉徴収票が給与明細書
 年金所得の方は、年金の源泉徴収票
 給与・年金以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の算定基礎となる帳簿や領収書
 (3)平成15年中の控除に関する書類
 国民健康保険・介護保険・国民年金などの社会保険料を支払った方は、その支払済額のわかる書類

如月に思う
 日野市長 橋本 弘社
 きさらぎ。名前のとおり重ね着が必要なくらい寒い月。加えて、精神的にも厳しい準備が求められる月です。
 まず、確定申告。我が家は小商人でしたから、確定申告には子どものころからなじんでいました。物心ついたころの印象は、奥の部屋が伝票類でいっぱいになる季節。鉛筆とそろばん片手にコタツで向き合う母と祖母の姿が今でも目に浮かびます。
 それにしても確定申告は大変です。パソコンのおかげで整理しやすくなっていますが、二月初めの幾日かは根を詰めて準備しなければなりません。申告納税制度の建前もあり、今でも自分で作成しています。
 つぎに、受験のこと。幼稚園から大学まで受験生には厳しい季節です。しかし、苦しいけれど目標に向かい集中して勉強することは、決して無駄にはなりません。ぜひ踏ん張ってほしいと思います。私も、コタツの中で糸井五郎の深夜放送を聞きながら、参考書を広げた青春時代を思い出します。
 それにしても、衣更着。しかし、税は社会の会費。申告納税できるのは気持ちの良いことでもあります。収入把握はもとより経営内容を年に一度は考える意味でも、確定申告は役立つように思います。
 受験もしかり。議論はありますが若者を鍛える道場なのかもしれない。関係する方々は、無事にクリアーされますように。
 厳しさの明日に開く梅の花